

民間事業者から産業用地開発計画を募集します！

～民間活力を導入した官民連携による産業用地の整備を進めます～

玉名市では、企業立地の促進と産業集積を目指し、市内において産業用地を開発する民間事業者からの産業用地開発計画を幅広く募集します。

1 趣旨

企業立地の促進と産業集積を図るため、市内において産業用地を開発する民間事業者に対して、「玉名市産業用地開発支援事業に関する要綱」に基づく優遇措置による支援を行うことで、民間活力を導入した官民連携による産業用地の整備を図ります。

2 事業の概要

民間事業者から幅広く開発計画を募集し、審査会において提出された開発計画を審査し、妥当と認められた場合、産業用地開発支援事業として指定、指定事業者に対して奨励金及び補助金を交付し支援します。

3 募集内容 ※詳細は、玉名市ホームページ及び開発計画募集要領を参照

項目	内容
募集内容	民間事業者が行う産業用地開発事業
募集期間	平成31年4月1日から開発計画を随時受け付けます。ただし、「玉名市産業用地開発支援事業に関する要綱」に基づき指定した産業用地開発支援事業の総面積が30haに達した時、新たな指定は行わないとしているため、それ以降の開発計画の応募については受け付けません
開発条件	①開発規模は、5ha以上 ②開発対象地域は、市内において市長が適当と認める地域 ③開発区域が主要な道路に隣接し、又は主要な道路からの取付道路が100m以内 ④担当部局と必要な調整が完了し、開発に必要な届出その他の手続が完了していること

4 支援内容(優遇措置)

(1) 支援の内容

産業用地開発支援事業に指定することで、指定事業者に対して「産業用地開発支援事業奨励金」及び「産業用地インフラ整備負担金」を交付します。

区分	産業用地開発支援事業奨励金	産業用地インフラ整備負担金
支援内容(優遇措置)	産業用地開発事業完了後に当該産業用地に課税される固定資産税相当額から開発事業完了前に課税されていた固定資産税相当額を減じた額を、奨励金として最長5年間交付します (賃貸の場合、奨励金は交付しません。また、年度途中での分譲の場合奨励金は按分の上交付します)	産業用地内外のインフラ整備(整備後市に帰属する道路、水道施設、排水施設)に要した費用について、指定事業者が整備に要した費用、又は、市が施工した際に想定される整備費用のいずれか低い額に1/2を乗じた額を、インフラ整備ごとに5,000万円を限度として負担金を交付します

(2) 支援の決定

玉名市産業用地開発支援事業指定審査会において開発計画を審査し、計画が妥当と認められた場合は産業用地開発支援事業として指定し、優遇措置の対象として支援します。

5 応募方法

「玉名市産業用地開発支援事業に関する要綱」に基づく産業用地開発支援事業指定申請書及び開発計画等の必要書類を添付して、開発工事着工前までに持参または簡易郵便で提出するものとします。

6 応募先及び問い合わせ先

玉名市役所産業経済部 商工政策課企業立地推進室
〒865-0025 熊本県玉名市高瀬290-1 玉名商工会館2階
TEL 0968-71-2065
FAX 0968-73-2220
E-Mail shoko@city.tamana.lg.jp

「玉名市産業用地開発支援事業に関する要綱」に基づく玉名市産業用地開発支援事業

【要旨】

- ① 玉名市産業用地開発支援事業に関する要綱(以下、「要綱」という。)を制定し、民間活力を導入した官民連携での産業用地整備に係る支援内容(優遇措置)をはじめ諸事項を定める
- ② 産業用地開発支援事業については、玉名市産業用地開発支援事業開発計画募集要領に基づき、民間事業者から開発計画を幅広く募集する
- ③ 民間事業者が開発工事着工までに提出した開発計画(産業用地開発支援事業指定申請書)について、玉名市産業用地開発支援事業指定審査会において当該事業に係る指定の決定の可否を審査し、妥当と認めた場合、産業用地開発支援事業として指定(指定事業者)とする
- ④ 指定事業者として指定を受けた民間事業者に対して、優遇措置(産業用地開発支援事業奨励金及び産業用地インフラ整備負担金の交付)を講じ支援する

【事業の目的】

企業立地の促進と産業集積を図るため、民間事業者の開発手法及び技術力などを活用し、市内において産業用地を開発する民間事業者に対して優遇措置を講ずることにより、民間活力を導入した官民連携での産業用地を整備するものである

【対象事業】

- ① 民間事業者が開発する産業用地の面積が5ha以上であること
- ② 開発区域が主要な道路に隣接し、又は主要な道路からの取付道路が100m以内であること
- ③ 市長が適当と認める地域内に産業用地があること
- ④ 担当部局と必要な調整が完了し、開発に必要な届出その他の手続が完了していること

【支援内容(優遇措置)】

区 分	産業用地開発支援事業奨励金	産業用地インフラ整備負担金
支援内容 (優遇措置)	産業用地開発事業完了後に当該産業用地に課税される固定資産税相当額から開発事業完了前に課税されていた固定資産税相当額を減じた額を、奨励金として最長5年間交付する (賃貸の場合、奨励金は交付しない。また、年度途中での分譲の場合奨励金は按分の上交付する)	産業用地内外のインフラ整備(整備後市に帰属する道路・水道施設・排水施設をいう)に要した費用について、指定事業者が整備に要した費用、又は、市が施工した際に想定される整備費用のいずれか低い額に1/2を乗じた額を、インフラ整備ごとに5,000万円を限度として負担金を交付する

【募集期間】

産業用地開発支援事業については、開発計画(事業指定申請書)を幅広く募集するが、募集については、平成31年4月1日から随時受け付ける。ただし、産業用地開発支援事業として指定した総面積が30haに達した時は、要綱に基づき新たな産業用地開発支援事業の指定は行わないため、それ以降の応募は受け付けられないものとする

【その他の事項】

- ① 産業用地開発支援事業の指定を受けようとする民間事業者は、開発工事着工前に申請し、指定を受けなければならない
- ② 指定を受けた事業者は市と事業実施について協議し、協定を締結するものとする
- ③ 指定を受けた産業用地開発支援事業を変更する場合は、変更申請書を提出する
- ④ 奨励金交付期間中及び奨励金交付終了の翌年度以降5年間は、産業用地以外への用途変更を禁止する
- ⑤ 虚偽の申請や指定開発支援事業と異なる事業の実施あるいは用途変更禁止などに違反した場合は、産

業用地開発支援事業の指定を取り消すとともに、締結された協定を無効とする

⑥ 産業用地開発支援事業の指定取消による奨励金及びインフラ整備負担金の返還を命じる

【玉名市産業用地開発支援事業指定審査会】

- ① 産業用地開発支援事業指定申請書を提出した応募者(民間事業者)の資格要件、産業用地開発支援事業指定申請に係る指定決定の可否等を審査する
- ② 審査会の会長は副市長、副会長は産業経済部長、その他委員は建設部長、企業局長、教育部長、農林水産政策課長、商工政策課長、土木課長、都市整備課長、上下水道工務課長、文化課長をもって組織する
- ③ 募集期間(平成31年4月1日から随時受付)においては、産業用地開発支援事業指定申請書の受付のたびに審査会を開催する。

《事業スキーム》

